

別 紙

平成27年5月12日

午後 3時 00 分

清水港台風・津波等対策協議会会員

大井川港台風・津波対策関係会員

焼津港安全対策協議会会員

沼津市域 台風・津波等船舶安全対策協議会会員 各位

清 水 港 長

清水海上保安部長

台風第6号接近に伴う海難防止について

気象庁の情報によれば、台風第6号は、5月12日11:00現在、屋久島の南南西約180キロ海上にあって、時速約65km/hの速さで北東に進んでおり、中心気圧は990ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートルとなっています。今後台風第6号は、加速しながら北東に進み、12日21時には潮岬付近に達する見込みで、12日夜遅くから13日未明にかけて、温帯低気圧に変わりつつ、近畿地方から東日本へかなり接近し上陸するおそれがあります。

また、日本海を北東に進む低気圧からのびる寒冷前線が12日夜遅くから13日未明にかけて東海地方を通過する見込みです。

静岡県では、台風や前線の接近に伴い暖かく湿った空気が流れ込むため、12日夜から13日未明にかけて大気の状態が非常に不安定となり、海上では13日にかけて最大風速が25メートル(中部南)に達する見込みです。

各位におかれましては、今後の気象情報の入手に努めるとともに、 심각한海難防止対策及び連絡体制の確保を図るようお願いいたします。

1. 最新の気象情報の入手に努めること。
2. 沖出し避難が適切と判断される場合は、十分な時間的余裕をもって早期に避難すること。
3. 錨泊船舶は、VHFch16を常時聴取するとともに、船橋当直の配備、錨鎖の適切な伸出量の確保、AISの作動、機関のスタンバイ等を行い、 심각한走錨防止対策を講じること。
4. 係留船舶は、係留索の増強、保船要員の確保等を行い、十分な保船対策を講じること。
5. 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制の確立を図ること。
6. 高波、強風により、岸壁・棧橋等の水際線付近にある物件等が流出しないよう流出防止策を講じること。
7. 工事・作業現場においては、中止基準を遵守するとともに、資機材の流出防止措置を講じること。
8. 危険物の荷役作業にあっては、中止基準を遵守すること。